

お客様各位

燃油サーチャージ（燃油特別付加運賃）のお支払いについて

この度は、弊社エイチ・アイ・エスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、この度各航空会社では燃油価格の継続的な高騰・国内経済の変動など諸般の事情により国土交通省へ燃油特別付加運賃・料金（燃油サーチャージ）として申請し認可されております。

この燃油サーチャージは、近年の燃油価格水準の異常な高騰に伴い、燃油価格が一定の水準に戻るまでという一定期間・条件の下で認可された、航空運賃とは異なる付加的な運賃です。

当該燃油サーチャージはお客様にお支払い頂くご旅行代金（航空券・ツアー代金共）には含まれておりません。各航空会社別に定められた燃油サーチャージは日本国内外諸税等と同様に、旅行代金と共にお客様にご請求させていただきます。

お客様におかれましては、何卒事情をご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象期間：2006年10月1日～2007年9月30日出発分
2. 該当商品：  
「燃油サーチャージ（付加運賃・料金）」を申請し、認可された航空会社を利用する全ての商品（航空券・ツアー共）
3. 対象航空会社及びお支払い頂く「燃油サーチャージ（付加運賃・料金）」額：  
ご利用航空会社・区間毎に異なりますので、詳細に関しては、旅行取扱営業所を通じてご案内致します。  
今後申請・認可される航空会社についても、それぞれの認可額を同様にお支払いを頂きます。
4. 「燃油サーチャージ（付加運賃・料金）」の変更及び新設について：  
収受額が変更・新設された場合は、既にご旅行をお申し込みいただいているお客様を含め、増額された場合には不足分をお支払いいただきます。減額された場合は減額分をご返金いたします。
5. その他のご案内：  
燃油サーチャージ（付加運賃・料金）の値上げを理由としたキャンセルの場合は通常の取消料を申し受けます。

以上